

農産物検査業務規程の一部変更について

1、変更理由

農産物検査業務を実施するにあたり、農産物検査業務規程の一部を変更する。

2、変更内容

変更の内容は次のとおりであります。(下線部は変更部分を示します。)

変更後					現行				
第1条～第9条(略) (農産物検査を行う場所及び農産物検査員の配置)					第1条～第9条(略) (農産物検査を行う場所及び農産物検査員の配置)				
第10条 条文(略)					第10条 条文(略)				
事務所		検査場所		農産物 検査員数	事務所		検査場所		農産物 検査員数
名称	所在地	名称	所在地		名称	所在地	名称	所在地	
営農部	掛川市三俣 1187-1	岩滑低温倉庫前	掛川市岩滑 1147	2	営農部	掛川市三俣 1187-1	岩滑低温倉庫前	掛川市岩滑 1147	2
		夢咲ライスセンター	掛川市岩滑 1618	2			夢咲ライスセンター	掛川市岩滑 1618	2
夢咲青果物流 通センター	菊川市嶺田 3600-1	小笠ライスセンター	菊川市嶺田 3628	2	夢咲青果物流 通センター	菊川市嶺田 3600-1	小笠ライスセンター	菊川市嶺田 3628	2
大城青果物流 通センター	掛川市大坂 1353	大東ライスセンター	掛川市中 679	2	大城青果物流 通センター	掛川市大坂 1353	大東ライスセンター	掛川市中 679	2
		大須賀ライスセンター	掛川市西大淵 3218	2			大須賀ライスセンター	掛川市西大淵 3218	2
菊川青果物流 通センター	菊川市加茂 2415	六郷ライスセンター	菊川市本所 2380-1	2	菊川青果物流 通センター	菊川市加茂 2415	六郷ライスセンター	菊川市本所 2380-1	2
		<u>下内田低温倉庫前</u>	菊川市下内田 2451-2	2			<u>下内田ライスセンター</u>	菊川市下内田 2451-2	2
浜岡青果物流 通センター	御前崎市池新田 4789-1	浜岡カントリーE	御前崎市上朝比奈 2614-1	2	浜岡青果物流 通センター	御前崎市池新田 4789-1	浜岡カントリー E	御前崎市上朝比奈 2614-1	2
							<u>下朝比奈倉庫前</u>	<u>御前崎市下朝比奈 91-9</u>	<u>2</u>
第11条～第12条(略)					第11条～第12条(略)				
(農産物検査の受付の条件)					(農産物検査の受付の条件)				
第13条 条文(略)					第13条 条文(略)				
一～三(略)					一～三(略)				
2 (略)					2 (略)				

(水稻うるち玄米)

道府県	品種
静岡県	あきたこまち 吟おうみ つくばSD1号 みつひかり <u>にこまる</u>

(醸造用玄米)

道府県	品種
静岡県	若水

なお、上記事項を設定(変更を含む)した場合、速やかにホームページ等に掲載するとともに、静岡農政事務所に報告するものとする。

第14条～第20条 (略)

第5章 検査手数料等

(検査手数料)

第21条 条文(略)

一 玄米

イ 30キログラムを超え60キログラム以下の包装のもの	1包装につき	150円
ロ 30キログラム以下の包装のもの	1包装につき	75円
ハ イ及びロに掲げるもの以外のもの	1トン当たり	<u>2,500円</u>

二 ～ 三(略)

2 (略)

(検査手数料の収納方法)

第22条 検査手数料は、口座振替により収納することを原則とする。但し、やむを得ない場合は現金、若しくは農産物代金との相殺により収納することができる。

2 (略)

第23条～第40条 (略)

附則

平成23年7月28日の理事会に於いて議決された変更後の規程は、平成23年8月1日から施行する。

(水稻うるち玄米)

道府県	品種
静岡県	あきたこまち 吟おうみ つくばSD1号 みつひかり

(醸造用玄米)

道府県	品種
静岡県	若水

なお、上記事項を設定(変更を含む)した場合、速やかにホームページ等に掲載するとともに、静岡農政事務所に報告するものとする。

第14条～第20条 (略)

第5章 検査手数料等

(検査手数料)

第21条 条文(略)

一 玄米

イ 30キログラムを超え60キログラム以下の包装のもの	1包装につき	150円
ロ 30キログラム以下の包装のもの	1包装につき	75円
ハ イ及びロに掲げるもの以外のもの	1トン当たり	<u>2,370円</u>

二 ～ 三(略)

2 (略)

(検査手数料の収納方法)

第22条 検査手数料は、現金により収納することを原則とする。但し、やむを得ない場合は振込み、若しくは農産物代金との相殺により収納することができる。

2 (略)

第23条～第40条 (略)

(以下略)